

診断書強要(船出)裁判

不当判決を認めない！！

2024年3月22日、大阪地方裁判所において診断書提出を強要したことに対して損害賠償請求事件（通称・船出裁判）の判決がありました。その判決は、「原告の請求をいずれも棄却する」という不当判決でした。絶対認めるわけにはいきません。

私傷病で休む場合、就業規則56条2項で謳っている「継続して5日を超えて」同56条2項の「欠勤」となっていますが、5月25日の勤務発表で6月6日から6月13日の勤務は年休5日、特休、公休でなっているのです。継続して5日を超えていないし、年休を発給しているので「欠勤」とはならないのです。

裁判所の判断は、毎月25日に指定されることによって具体化される翌月の労働義務につき、当月20日までに届出をすることでその労働義務を消滅させるものであると解される。そうすると、年休を取得した場合にはその日の「正規の労働時間の全部又は一部を欠く」こととなるから、年休は就業規則53条8号の「欠勤」に当たる。また、年休、特休、公休を含めているから「継続して5日を超えて」を満たしていると判断しているのです。

会社の主張を認めた判断であり就業規則の解釈を無理やりこじつけ誰が見てもおかしい判断になっています。

私たちは、この判断に絶対に認めることはできません！！

船出さんは4月1日、この判決の不服申し立てを行って新たな闘いに立ち上がりました。

私達、車両所分会も船出さんと共に闘っていく決意です！！